

風水害等編

第1部 総則

第1章 計画の方針

あきる野市（以下、「あきる野市」又は「市」という。）は、市民と協働のまちづくりを進める中で、災害に強いまちづくりと地域力の強化に努めるため、本地域防災計画にのっとり防災・安心地域委員会などと連携して、防災対策に取り組む。

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、あきる野市防災会議が作成する計画で、市の総合的な災害対策の基本となるものである。その目的は、防災関係機関がその有する全機能を効率的に発揮して、市の風水害等に対する防災体制の強化を図るとともに、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を適切に実施し、災害に強い安全な地域社会づくり及び災害時の迅速かつ適切な応急対策ができるようにすることにより、市域並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護することにある。

第2節 計画の性格及び災害の範囲

この計画は、第1節の目的を達成するための基本的な計画であり、恒久性を有し、法令等に特別な規定がある場合のほか、あきる野市の地域防災に関してはこの計画によるものとし、次の性格及び災害の範囲を有するものとする。

- 1 この計画は、防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、都その他他の防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的計画である。
- 2 この計画は、市、都その他の防災関係機関の責任を明確にするとともに、事務又は業務の一貫性を図る能動的な計画である。
- 3 この計画は、総合的な防災対策の基本となるもので、災害に強い安全なまちづくり、災害時の迅速かつ適確な応急対策、防災行政の基本姿勢、防災に対する市民の心がまえ、防災施策の大綱等について、地域の災害危険性との有機的関連のなかで策定するものである。

- 4 災害予防計画においては、応急対策計画の前提としてのハード及びソフトの両面にわたる予防対策のほか、国土保全事業を含めるとともに、市の災害対策に大きな影響を与えるものについては、国や他の公共団体に事業を含むものとする。
- 5 災害応急対策においては、活動体制の確立、情報の収集、伝達、避難勧告、指示について、具体的かつ実践的にその基準・方法等を定めるものとする。
地域の災害危険性を把握するため、町内会・自治会単位などに災害危険箇所、避難場所、避難所、防災関係機関、人口の動態等基礎的資料を整備するとともに、防災意識、防災知識の高揚を図るものとする。
- 6 この計画は、災害対策基本法に基づく防災計画、水防法（昭和24年法律第193号）第3条の規定に基づき市が定める水防計画、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づいて、都が実施する災害救助事務のうち、同法第30条の規定により都知事から市長に委任された場合の計画及び同法適用前の救助事務に関する計画、並びに市で定める防災に関する各種の計画等を包含する総合的な計画である。
- 7 この計画で扱う災害の範囲は、風水害、火災、航空機その他の大規模災害・事故の対応を含むものとする。

第3節 計画の目標

本計画の目標は、災害を未然に防止するため、本市を、1 災害に強い都市構造、2 災害に強い市民、3 災害に対する適切な対応、によって、防災都市とすることである。

1 災害に強い都市構造

災害に対する万全の備えを不斷に維持するため、災害を発生させない機能の確保、災害の拡大を防止する機能の確保及び安全ゾーンの確保を図る。

このため、災害に強い都市空間づくりや、公共施設の災害対応力の強化を更に推進する。

2 災害に強い市民

災害に対する強い関心と深い理解をもって、災害時にも冷静沈着に行動することができる市民を育成する。

3 災害に対する適切な対応

災害対策における役割の明確化、連絡体制の整備・充実及び実践的な防災訓練を実施することにより、災害に強い防災体制をつくり、被害を最小限に止める。

第4節 計画の前提

この計画は、台風や集中豪雨による風水害等から得た教訓、近年の社会経済情勢の変化及び市民、市議会等の各種意見を可能な限り反映し策定する。

第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年度検討を加え、必要があると認めるときは修正する。したがって、各防災関係機関は、関係のある事項について、計画の修正案をあける野市防災会議に提出するものとする。

第6節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、国の防災基本計画、東京都地域防災計画及び防災関係機関が作成する防災業務計画に整合するよう定める。

第7節 計画の習熟

各防災関係機関は、平素から危機管理や風水害等に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通じて本計画の習熟に努め、地震災害への対応能力を高めるものとする。

第2章 防災関係機関の業務の大綱

市の防災対策を推進するに当たり、市、都及び各防災関係機関等は、概ね次に示す防災業務の大綱を踏まえ、防災対策に取り組む。

震災編第1部第2章「防災関係機関の業務の大綱」を準用する。

第3章 市民及び事業所の基本的責務

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はこの観点に立って日ごろから自主的に風水害に備えるとともに、行政が行う防災活動と連携・協力するものとする。

また、事業所は、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるものとする。

震災編第1部第3章「市民及び事業所の基本的責務」を準用する。

第4章 あきる野市の概況

あきる野市の自然環境及び社会的環境等の地域特性は、概ね次に示すとおりである。市の防災対策を推進するに当たっては、これら環境の変化や地域特性の特徴を踏まえるものとする。

震災編第1部第4章「あきる野市の概況」を準用する。

第2部 災害予防計画

第1章 水害予防対策

水害の防止、被害の軽減を図るため、市は、関係機関と連携し、河川施設整備・改修等を行い、治水対策の推進に努め、水害予防対策に関する取組を推進するものとする。

第1節 治水対策

1 河川及び河川施設の調査

市は、定期的に河川施設の点検・調査を行い、危険箇所等を発見した場合は、速やかに管理者又は占用者に報告し、安全対策の早期実施に努める。

2 河川改修事業の推進

市は、水害の発生防止及び被害の軽減を図るため、護岸整備等の河川改修事業を計画的に推進する。

また、護岸等の河川施設の適正な維持管理に努める。

3 内水排除施設整備

市内河川周辺の低地帯には、台風又は集中豪雨により浸水等内水はん濫の被害が予想される箇所があるので、可搬式ポンプ等の排水機を準備し、災害時の排水活動等災害防除対策を進める。

4 雨水流出抑制施設の整備

総合的な治水対策については、平成5年2月に発足した都及び区市町村（島しょを除く。）からなる東京都総合治水対策会議が当面の目標である1時間50mm程度の治水安全度を確保するため、種々の施策を策定し、その推進に努めている。

本市においても、防災調整池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水・遊水機能が確保されるように努める。

第2章 水害予防施設対策

風水害から市民の生命及び貴重な財産を守るとともに、市の機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。

そのため、市は、風水害に強いまちづくりを推進することにより、災害予防施設の整備等に関する取組を推進するものとする。

第1節 風水害に強いまちづくり

震災編第2部第1章第1節「災害に強いまちづくり」を準用する。

第3章 防災活動の強化

風水害時に実効性のある防災活動を実施できるよう、市は、防災関係機関等相互間の連携を強化し、町内会・自治会、防災・安心地域委員会、事業所等の自主防災組織を整備・育成し、防災訓練、防災意識啓発活動を通じて防災活動を強化する。

また、消防団の活性化、災害時要援護者対策、ボランティア対策、BCP対策を通じ、それぞれの対象に応じた防災活動の強化に努めるほか、土砂災害に関するソフト対策、浸水対策、都市型水害対策を推進する。

第1節 防災活動の強化

震災編第2部第3章第1節「防災活動の強化」を準用する。

第2節 防災意識の高揚

震災編第2部第3章第2節「防災意識の高揚」を準用する。

第3節 防災訓練

災害の発生に備え、市、都及び防災機関は、関係職員に対して訓練及び講習会等を実施し災害に対する行動を身につけるとともに、相互に緊密な連絡を保ち、単独又は協力して市民に対する訓練及び防災思想の普及を図り、常に防災意識の高揚に努める。

1 基本的防災訓練

震災編第2部第3章第3節「防災訓練」を準用する。

2 総合防災訓練

震災編第2部第3章第3節「防災訓練」を準用する。

3 水防訓練

風水害等の災害に際し、水防部隊の合理的運用と、適正かつ能率的な水防活動を行うため、関係機関の協力により水防訓練を実施する。

(1) 参加者

秋川消防署、あきる野市消防団、防災関係機関

(2) 訓練項目

次の全部又は一部を実施する。

- ア 参集及び部隊編成訓練
- イ 情報通信訓練
- ウ 本部運営訓練
- エ 水防工法訓練
- オ 救助救急訓練
- カ 浸水地火災防御訓練
- キ その他水災時の活動に必要な訓練

(3) 実施時期

関係機関と協議により、年1回以上実施する。

第4節 自主防災組織の育成

震災編第2部第3章第4節「自主防災組織の育成」を準用する。

第5節 消防団活性化対策

震災編第2部第3章第5節「消防団活性化対策」を準用する。

第6節 土砂災害に関するソフト対策

1 土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下、「土砂災害防止法」という。)は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。

2 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害防止法により、都知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報及び警報の発令、伝達、避難、救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警

戒避難が行われるために必要な事項について住民への周知を図る。

3 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報の発表等

- ア 東京都と気象庁は、平成20年2月1日から土砂災害警戒情報の運用を開始した。
- イ 土砂災害警戒情報とは、大雨により避難行動が必要な土石流や集中的に発生するがけ崩れの危険性が高まったと判断した時に、東京都と気象庁が共同で発表する情報をいう。
- ウ 市長が避難勧告等の災害対応を適時的確に判断するために活用するとともに、住民の自主避難の判断等に利用することを目的とする。

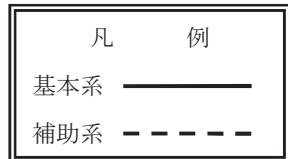
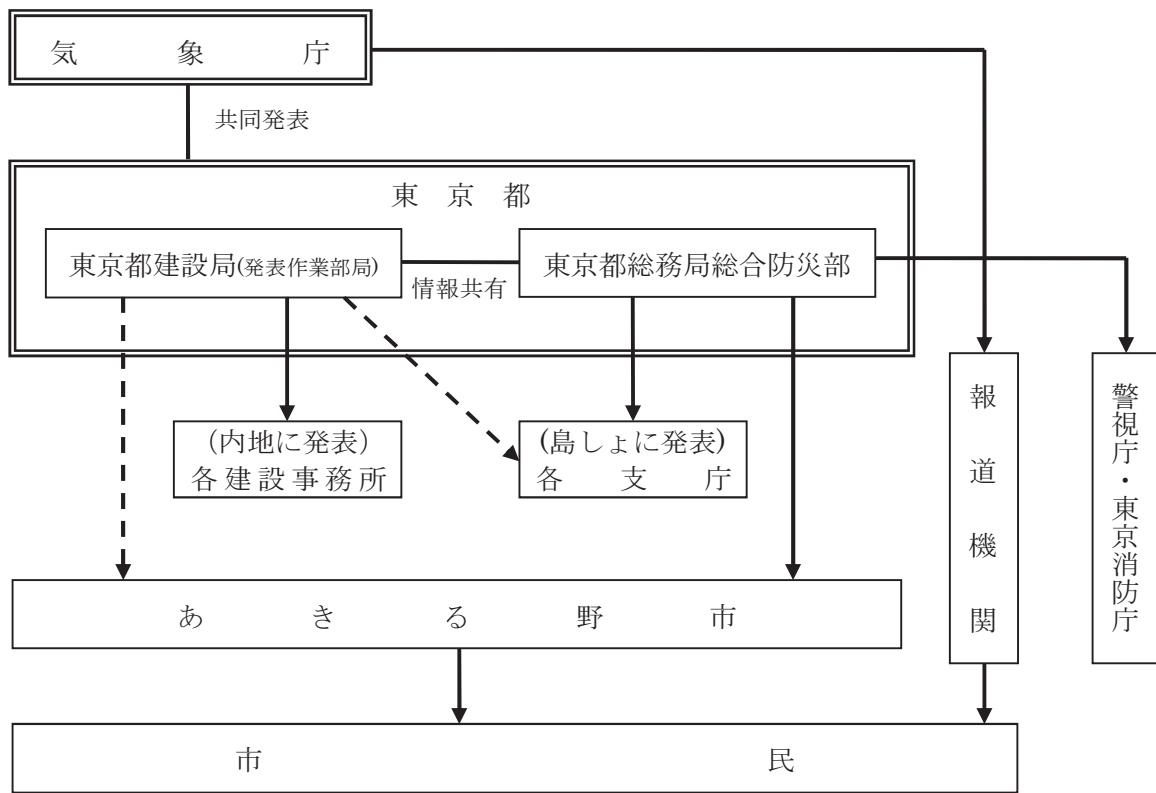
(2) 発表の時期

- 大雨警報発表中に、より一層土砂災害の危険性が高まったときに、土砂災害警戒情報を区市町村別に発表する。

(3) 住民への情報伝達方法等

- ア 気象庁予報部が、東京都を通じて市へ伝達し、報道関係に土砂災害警戒情報を提供する。また、報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオを通じて住民への周知を図る。
- イ 市は、土砂災害警戒情報を、土砂災害の危険性のある地域に居住する住民に、防災行政無線等により知らせるものとする。

〈土砂災害警戒情報の伝達ルート図〉



第7節 浸水対策

1 浸水想定区域の指定及び公表

- (1) 水防法の改正（平成13年7月3日施行）により、国又は都は、洪水予報河川について、河川整備の計画の基本となる降雨により河川がはん濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。
- (2) 国又は都は、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係区市町村長に通知する。

〈公表済河川〉

多摩川	平成14年2月28日 指定・公表
-----	------------------

2 浸水想定区域等における避難確保の措置

- (1) 水防法第15条に基づき、市は、浸水想定区域等の指定により、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。
- ア 洪水予報等の伝達方法
- イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ウ 浸水想定区域内に、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び住所
- (2) (1) ウの施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう、市は洪水予報等の伝達方法を定める。
- (3) 市は、国が指定・公表した多摩川の浸水想定区域図を基に、水害ハザードマップを作成する。

第8節 都市型水害対策

1 基本的な考え方

- (1) 前に周知させるため、浸水被害の軽減に有効であるハザードマップを作成・公表するとともに、洪水時の情報提供についての拡充と伝達ルートの充実を図る。
- (2) 避難勧告・指示の基準の整備、水防資器材の整備等を含め、市と都が連携して避難・防災態勢の整備・確立を行う。

2 水害ハザードマップの作成等

- (1) 市は、都から流域ごとの浸水予想区域図を受け、水害ハザードマップの原案及び防災上の課題について調査・検討したうえで、水害ハザードマップを作成する。
- (2) 作成した水害ハザードマップが有効に活用されるよう、地域住民に対し速やかに公表・配布するなど、積極的に普及啓発する。

第4章 災害危険区域の指定

土砂災害等の災害素因、地震、台風、豪雨等の災害誘因及び災害履歴、土地利用の変遷等を総合的に検討して、地域の危険度を的確に把握するため、防災アセスメントを実施する。また、ハザードマップを作成し、市民の防災知識及び防災意識の向上を図る。さらに、関係機関と連携して災害危険箇所の調査を実施することにより、災害危険区域を指定する。

第1節 災害の想定及び目標

震災編第2部第4章第1節「災害の想定及び目標」を準用する。

第2節 ハザードマップの作成

震災編第2部第4章第2節「ハザードマップの作成」を準用する。

第3節 災害危険箇所の調査及び指定

震災編第2部第4章第3節「災害危険箇所の調査」を準用する。

第3部 災害応急対策計画

第1章 応急活動体制

風水害時には、あきる野市災害対策本部（以下「市本部」という）を設置し、市民の安全の確保、生活環境の維持、災害時要援護者に対するケア等に配慮し、市民の生命を確保するとともに、災害時の生活を支援できるよう配慮する。また、地域住民、学校、行政との協働し、災害対策を実施する。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課（本部班）とする。

第1節 あきる野市災害対策本部の組織・運営

震災編第3部第1章第1節「あきる野市災害対策本部の組織・運営」を準用する。ただし、市本部の設置基準については、次のとおりとする。

〈市本部の設置基準〉

- 1 あきる野市に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、大雪、洪水等の警報が発令され、その必要性が認められるとき。
- 2 市の区域に大規模な火災・爆発その他重大な災害が発生し、その必要が認められるとき。
- 3 市の区域に重大な災害が発生するおそれがあり、その必要性が認められるとき。
- 4 前号のほか、著しく激甚である災害により、その必要が認められるとき。

第2節 災害対策本部の非常配備計画

震災編第3部第1章第2節「災害対策本部の非常配備計画」を準用する。

第3節 災害対策本部設置前における対応

1 気象情報の伝達と待機指示等

- (1) 各部長は、気象情報等の状況により待機指示等を行い、その体制を総務部長に報告する。
- (2) 各課長は、担当部長の指示により速やかに課内の体制を整え災害対応を行う。
- (3) 各課は、課内の連絡網を整備しておくものとする。

(4) 災害対応は、第一次的に各部において対応する。

2 災害発生時の対応

- (1) 宿直者又は現場職員等からの連絡及び要請を受け、各部において速やかに体制を整え災害対応を行う。
- (2) 各部において災害対応を実施した結果を総務部長に報告するとともに、災害の拡大、内容等により他部の応援を必要とする場合は、総務部長に要請する。
- (3) 総務部長は、災害対応の結果を判断し、その状況により他部に応援要請を行うとともに、消防団、消防署等に要請を行うこととする。
- (4) 災害の状況により総務部長は、市長（本部長）と協議し、市長が災害対策本部を設置するものとする。
- (5) 各課は、課内の災害対応のため、常時資器材等を整備しておく。
- (6) 災害対応は、第一次的に各部において対応することとし、災害の拡大のおそれがある場合又は拡大した場合は消防団等に要請するものとする。

第2章 情報の収集・伝達

災害時における応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、情報収集担当課と連携し、災害情報の収集、伝達等相互連絡体制を確立し、災害予報及び警報を適切に伝達し、被害情報を災害現地から収集・集約し、都に報告する。

また、関係機関等と一体となり、適切かつ迅速な災害広報・広聴を行う。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課（本部班）とし、広報・広聴に関しては、市長公室（広報班）とする。

第1節 情報連絡体制

震災編第3部第2章第1節「情報連絡体制」を準用する。

第2節 災害予報及び警報伝達

震災編第3部第2章第2節「災害予報及び警報伝達」を準用する。

第3節 被害状況等報告及び災害地調査報告

震災編第3部第2章第3節「被害状況等報告及び災害地調査報告」を準用する。

第4節 災害広報・広聴活動の充実

震災編第3部第2章第4節「災害広報・広聴活動の充実」を準用する。

第3章 災害救助法の適用

災害救助法の適用申請手続きを行うことにより、災害に際しての飲料水、食料、医療等の応急的救助を行い、被災者の保護と社会秩序の維持を図ることを目的として、災害救助を実施する。

本活動に関する責任調整機関は、生活福祉課（民生班）とする。

第1節 災害救助法の適用

震災編第3部第3章第1節「災害救助法の適用」を準用する。

第2節 救助実施体制の整備

震災編第3部第3章第2節「救助実施体制の整備」を準用する。

第3節 法による救助の実施

震災編第3部第3章第3節「法による救助の実施」を準用する。

第4章 相互応援協力・派遣要請

本市の地域内における、災害応急対策の円滑な実施を図るため、災害時には状況に応じ、管内防災関係機関と協力し、応急対策の実施に当たるものとする。

そのため、平素から管内の防災関係機関と協力し、緊密な連携の保持に留意し、災害時における協力体制の確立を図り、必要に応じ外部機関の支援を仰ぐものとする。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課（本部班）とする。

第1節 防災関係機関との協力体制の確立

震災編第3部第4章第1節「防災関係機関との協力体制の確立」を準用する。

第2節 他の市町村との協力体制

震災編第3部第4章第2節「他の市町村との協力体制」を準用する。

第3節 自衛隊災害派遣要請

震災編第3部第4章第3節「自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第5章 水防計画

風水害発生時は、市は、水防法、災害対策基本法及び東京都水防計画に基づき、水防活動を調整するとともに、市内の各河川の洪水等を警戒・防御し、これにより風水害の被害を軽減するものとする。

本活動に関する責任調整機関は、建設課（第1復旧班）とする。

第1節 水防組織体制

あきる野市水防本部の組織は、第3部第1章第1節の「あきる野市災害対策本部の組織・運営」を準用する。

第2節 水防活動体制

風水害時に予想される低地への冠水、河川等の溢流、はん濫、護岸、堤防の破損等による被害の軽減を図るため、応急活動による災害の拡大防止、水防活動上必要な資材の調達、水防工法等水防活動について定める。

1 水防活動

(1) 監視

市長（水防管理者）は、災害復旧部（第1復旧班）の職員に管内河川の堤防、河川敷等の現況を巡視させ、水防上危険であることを認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

(2) 警戒

市内各河川における水害が予想されるときは、市長（水防管理者）は必要な箇所に警戒員を配置して、その状況を市長（水防管理者）に連絡させなければならない。

(3) 関係機関との連携

水災現場活動に従事する各防災機関は、相互に連携を密にし、現地災害対策本部が設置されるまでの間、指揮活動の一元化を図る必要がある。

2 雨量通報

災害復旧部（第1復旧班）は、気象状況により相当の被害を被るおそれがあると認めたときは、西多摩建設事務所と緊密な連絡をとり、情報を交換し、常に的確な情報の把握に努める。

(1) 水位票

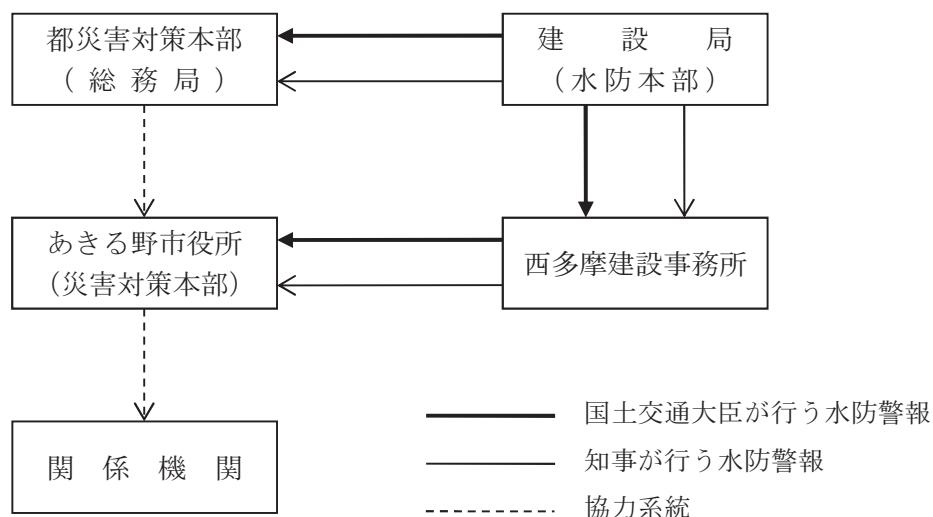
市に接する河川の水位表は次のとおりである。

河川名	観測場所	所在地	担当所
秋川	秋留橋	あきる野市牛沼476	西多摩建設事務所
平井川	尾崎橋	あきる野市菅生203	西多摩建設事務所

種類	河川及び実施区域	名称	水防団 待機水 位	はん濫 注意水 位	はん濫 危険水 位	計画水 位	零点高	担当所
多摩川 洪水予 報	左岸 青梅市大柳 1575番先から 福生市福生 134番先まで 右岸 青梅市畠中 1丁目 18番 先から あきる野市 小川東1丁目 1番まで	調布橋	0.20m	1.00m	2.60m	4.70m	A.P. + 148.500 m	京浜河 川事務 所

3 水防警報

(1) 水位に対する水防警報の伝達経路は、次のとおりとする。



(2) 水防警報の種類内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告すること 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	はん濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき
指示	水位、滯水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	はん濫警戒情報等により、又は既にはん濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨の通告するもの	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は、はん濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき

地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

4 消防機関当の活動及び態勢

- (1) 河川、堤防等を隨時巡回し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- (2) 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を指定し、水防関係者以外の者に対して、その地域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。
- (3) 消防機関の長は、水防上のやむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又は現場にある者に対して、水防に従事させることができる。
- (4) 堤防その他の施設が決壊したときは、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- (5) 消防機関の長は、市長（水防管理者）から出動の要請を受けたとき又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出動し、水防作業を行わなければならない。

5 配備態勢

(1) 秋川消防署

態勢		内容	
水防態勢	気象情報その他により水災が予想されるときは、水防態勢を発令して水防に関する情報を収集分析し、初動態勢の確立を図る。		1 関係機関との密接な連絡と情報の収集分析 2 水防資器材の準備、点検
水防非常配備態勢	台風、集中豪雨等により、被害の発生が予想され又は発生したとき、水防非常配備態勢を発令し、事前計画に基づき、直ちに活動を開始する。 水防非常配備態勢を発令した場合は、水防招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。	水防第一 非常配備態勢	1 救命ボート小隊の編成及び署隊運用 2 水防資器材の準備、点検整備 3 関係機関との連絡、情報の収集 4 河川の巡視等による情報収集、水災発生危険箇所の把握及び広報 5 警報本部、方面隊本部等への報告・連絡
		水防第二 非常配備態勢	1 署隊本部機能の強化 2 勤務時間外の職員 1 / 3 招集 3 水防部隊の編成及び署隊運用 4 所要の水防資器材、水、食料、燃料等の準備 5 関係機関への連絡員の派遣 6 水防活動、被害状況等の把握 7 警防本部、方面隊本部等への報告・連絡
		水防第三 非常配備態勢	1 署隊本部機能の強化 2 勤務時間外の職員 1 / 2 招集 3 監視警戒への強化 4 関係機関への派遣連絡員の増強 5 水防活動、被害状況等の把握 6 水防部隊の編成増強 7 警防本部、方面隊本部等への報告・連絡
		水防第四 非常配備態勢	1 勤務時間外の職員全員招集 2 全水防部隊の編成のほか、長期の水防作業を行うために必要な交代制の確立 3 応援態勢又は応援受入体制の確立

(2) あきる野市消防団

あきる野市消防団の非常配備態勢は、第3部第1章第2節「災害対策本部の非常配備計画」を準用する。

6 決壊時の措置

(1) 決壊の通報及びその後の措置（水防法第25条、第26条）

堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、市長（水防管理者）又は警察署長及び消防署長は、直ちに都水防本部（建設局）に通報するとともに、国土交通省京浜河川事務所多摩川上流出張所及び関係各所に通報し、相互に緊密な連絡をとる。

決壊後といえども、水防機関の長は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努める。

(2) 避難立退（水防法第29条）

ア 避難の指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、市長（水防管理者）及びその命を受けた職員は、必要と認める区域の居住者に、信号その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知する。

イ 立退

立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者の救出避難については、警察は、市長（水防管理者）と協力して誘導する。また、水防管理者は、警察署長及び消防署長と協議の上、あらかじめ立ち退き先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

7 水防用資器材等

- (1) 市は、管内における水防を十分果たせるよう水防用器具、資材及び設備を準備しておくものとする。
- (2) 市は、水防資器材を確保するため、管内資材業者の手持資材を常時調査し、緊急の補給に備えておくものとする。
- (3) 水防管理者は、水防の用に供するため器具、資材及び設備を準備しなければならない。
- (4) 市は、あらゆる非常事態を想定し、資材の確保を図るために関係各部と連絡経路、資材の輸送手段等あらかじめ調査し、万全の措置を講じておく。
- (5) 資材の輸送は、建設課所有の車両を使用することとし、不足するときは総務課に配車の要請をするものとする。

8 費用及び公用負担

(1) 費用負担

市（水防管理団体）は、その管理区域の水防に要する費用を負担する物とする。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と、応援を求められた水防管理団体が協議して定める（水防法第41条、第23条第3・4項）。

また、区域外の区市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあつ旋を申請する（水防法第42条第1・2・3項）。

(2) 公用負担の権限

水防のための緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる（水防法第28条）。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用
- ウ 土石、竹木その他の資材の収用
- エ 車両、その他の運搬具又は器具の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

(3) 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、市長（水防管理者）又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示する（水防法第28条）。

公用負担権限委任証明書

第 号

身 分 氏 名

上記の者にあきる野市区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを照喚する。

年 月 日

水防管理者 あきる野市長

印

（又は消防機関の長）

(4) 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付するものとする。ただし、現場の事情によりそのいとまのないときは、事後において速やかに処理する（水防法第28条）。

公用負担命令票				
第 号				
住 所				
負 担 者				
氏 名				
物 件	数 量	負担内容（使用、収用、処分等）	期 間	適 用

水防法第28条の規定により上記物件を収用（使用又は処分）する。

年 月 日

命令者身分 氏名 印

(5) 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対しては、市長（水防管理者）は、時価によりその損失を補償するものとする（水防法第28条）。

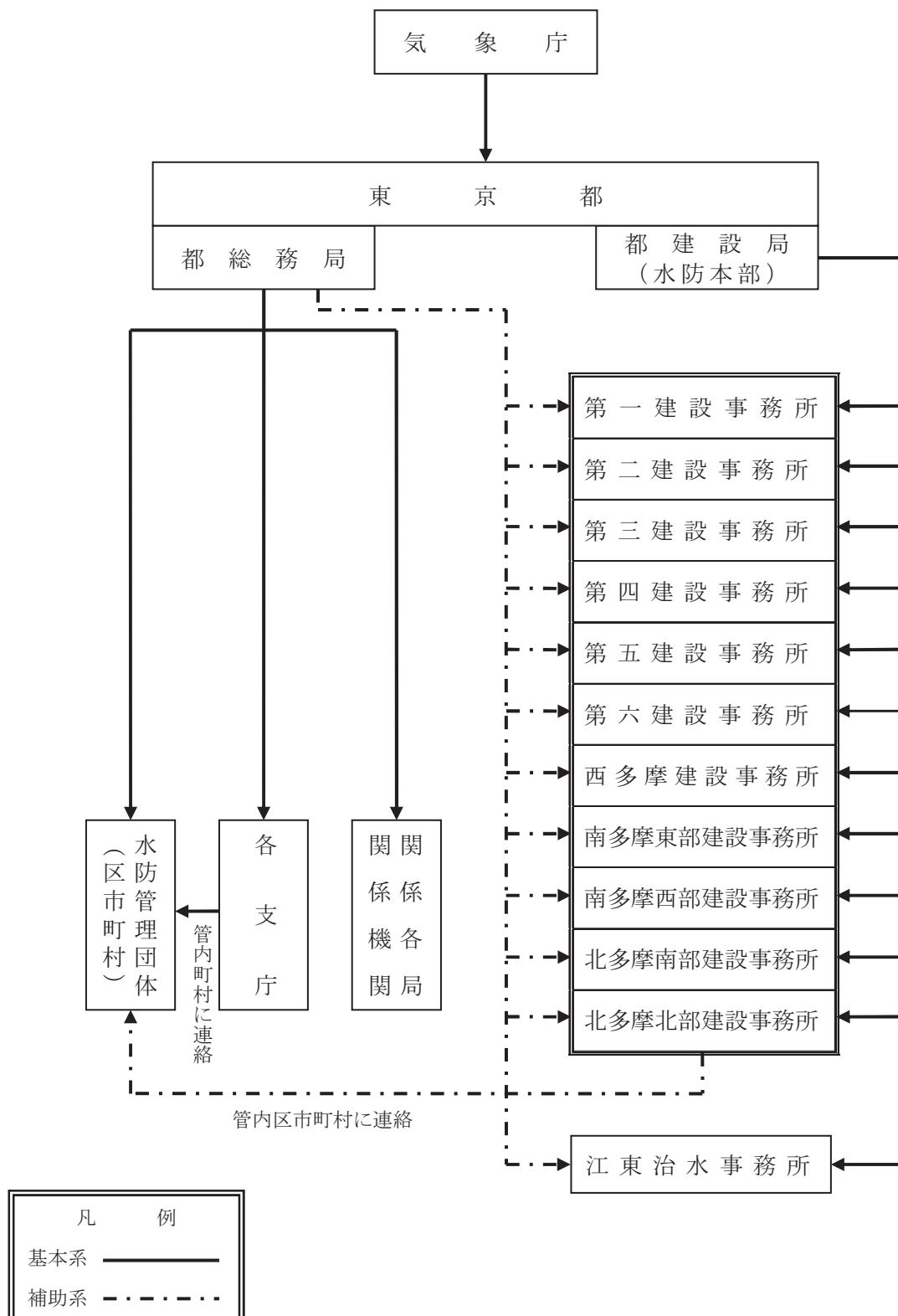
9 報告

東京都水防計画に基づき報告をする。

10 気象情報伝達

気象伝達は、次によるものとする。

〈気象情報伝達系統図〉



第6章 警備・交通規制

風水害時には、様々な社会的混乱や道路交通の混乱の発生が予測されるため、市民の生命、身体及び財産の保護のため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持、その他公共の安全と秩序を維持し、治安の万全を期することが必要である。

そのため、市及び都等は、国（関東地方整備局西東京事務所）、あきる野警察署、土木・建設業者等と協力し、警備・交通規制について必要な措置をとるものとする。

本活動に関する責任調整機関は、建設課（第1復旧班）とする。

第1節 警備

1 警備態勢

五日市警察署及び福生警察署は、関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。

風水害警備の態勢は、準備態勢、注意態勢、警戒態勢、非常態勢の4段階に分けて発令する。

2 警戒活動

五日市警察署及び福生警察署は、災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

風水害発生時における警察活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
- (2) 災害地における災害関係の情報収集
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出、救護
- (5) 避難者の誘導
- (6) 危険物の保安
- (7) 交通秩序の確保
- (8) 犯罪の予防及び取締り
- (9) 行方不明者の調査
- (10) 死体の見分（検視）

3 その他警察署の活動

(1) 警戒区域の設定

災害現場において、市長（本部長）若しくはその職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市長に通知する。

(2) 市に対する協力

ア 市長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。

イ 市の緊急通行車両の通行については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

ウ 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

第2節 交通規制

災害時における道路交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等、救援、救護活動の基礎となるものであり、極めて重要である。

本節では、交通情報の収集、交通規制等災害時における道路交通の確保について必要な事項を定める。

1 交通情報の収集と交通規制

五日市警察署及び福生警察署は、交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を市長（本部長）に通報する。

2 交通規制

(1) 広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。

(2) 被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

3 車両検問

- (1) 主要幹線道路において車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。
- (2) 緊急輸送車両の確認については、震災編第3部第9章第3節「輸送車両等の確保」による。

4 その他

交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

第7章 避難勧告・指示計画

風水害時には、浸水、がけ崩れ等により住民の避難を要する地域が出現するものと予想される。このため、市は、被災者の生命、身体等の安全を確保するため、避難に必要な体制の整備を図るとともに、避難勧告・実施の実施に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、災害時要援護者に対するケア、男女の視点の違いに十分配慮し、住民が安心して避難できるよう配慮するものとする。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課（本部班）とする。

第1節 避難体制

浸水、がけ崩れ等のため、人命に危険を及ぼすと予測される場合、住民を安全な場所に避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止しなければならない。

このため本節においては、事前避難、避難の勧告・指示、避難誘導に関し必要な事項を定める。

1 事前避難

(1) 市

災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その地域の住民に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。

(2) 五日市警察署、福生警察署

災害が発生するおそれがある場合には、市に協力し早期に避難の勧告、指導を行い、災害時要援護者（高齢者、障がい者、難病患者、妊娠婦、乳幼児等）は自動的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親せき、知人宅へ自動的に避難するよう指導する。

2 避難準備、勧告又は指示など

(1) 一般基準

避難、立ち退きの勧告及び指示は、原則として次のような事態になったときに発するものとする。

ア 河川がはん濫注意水位又は避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき

イ 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき

ウ 河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき

エ 地すべり、山崩れ及び土石流等により著しい危険が切迫しているとき

オ 短時間かつ局地的な集中豪雨等により、低所、地下空間等への急激な

- 浸水危険があるとき
カ 土砂災害警戒情報が発表された時は、避難勧告等の発表を行う。
キ その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき

(2) 避難準備、勧告又は指示

ア 市

- (ア) 市内において危険が切迫した場合には、市町（本部長）は、五日市警察署長、福生警察署長及び秋川消防署長と協議の上、地域及び避難先を定めて避難の勧告又は指示を行う。この場合は、市長（本部長）は、直ちに都本部に報告する。
- (イ) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、市長（本部長）は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該地区への立入を制限若しくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。
- (ウ) 国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル策定ガイドライン」に基づき、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、災害時要援護者に対する避難準備情報を発令する。
- (エ) 平常時から、地域又は町内会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

イ 五日市警察署、福生警察署

現地において、著しく危険が切迫しており、市長（本部長）が避難の指示をするいとまがないと認めるとき、又は市長（本部長）から要請のあったときは、警察官が直接住民等に避難の指示を行う。

この場合、直ちに市長（本部長）に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。

3 避難誘導

(1) 市

避難の準備、勧告又は指示をした場合、市は五日市警察署、福生警察署、秋川消防署の協力を得てなるべく地域又は町内会・自治会単位に、あらかじめ指定してある避難所に誘導する。この場合、病人、身体障がい者等、災害時要援護者は優先して避難させる。

またこの場合、市は避難所に職員を派遣し、連絡を密にして齟齬をきたさないようにする。

(2) 五日市警察署、福生警察署

- ア 避難の準備、勧告又は指示が出された場合には、市に協力し、あらかじめ指定された避難所に住民を誘導収容する。
- イ 避難経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。誘導する場合は、危険箇所に標示、縄張り等をするほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間の場合は照明を確保して誘導の安全を期するものとする。
- ウ 浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。
- エ 避難の準備、勧告・指示に従わない者については、極力説得に努め避難するよう指導する。

(3) 秋川消防署

- ア 避難の準備、勧告又は指示が出された場合には、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法についての情報を関係機関に通報する。
- イ 上記の避難経路等については、安全確保に努力する。

(4) 学校（教育委員会）

- 災害状況に応じ、校長を中心に全職員が協力して、児童・生徒等の安全確保が図れるよう、次のとおり避難計画の作成等の指導を行う。
- ア 計画の内容を教職員に周知徹底するとともに、児童・生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施し、災害時の行動に生かされること。また、必要な事項について、保護者に周知しておくこと。
- イ 避難所、避難経路及び保護者への引渡場所は、地元防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画に即して選定すること。
- ウ 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にしておくこと。
- エ 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導それぞれの状況に応じた対策であること。
- オ 学年や障がいの程度等、児童・生徒の発達段階に配慮したものであること。
- カ 校内放送、非常ベル等、校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を検討しておくこと。
- キ 児童生徒等の人員把握と報告の方法を具体的に定めておくこと。

第2節 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

震災編第3部第6章第3節「避難所の開設・運営」を準用する。

なお、避難所の位置については、震災編第2部第5章第3節「避難場所・避難所の指定及び安全化」を参照。

2 避難者その他地区への移送

震災編第3部第6章第3節「避難所の開設・運営」を準用する。

第8章 救助・救急計画

風水害時には、多数の救助・救急事象の発生が予想されるため、関係機関との協力体制を確保し、迅速・的確な対応により救助・救急活動の万全を期することが必要である。そのため、市は、消防団（消防班）、あきる野消防署と連携・協力し、救助・救助体制の確保等について必要な措置をとるものとする。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課（本部班）とし、医師会等との調整は、生活福祉課（民生班）とする。

第1節 救助・救急活動体制等

関係機関の活動体制、活動内容は次のとおりとする。

1 秋川消防署

- (1) 救助・救急活動は、災害に応じた救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。
- (2) 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。
- (3) 救急活動に当たっては、現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して傷病者の救護に当たる。
- (4) 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。

2 五日市警察署、福生警察署

- (1) 出水による溺水者、家屋の倒壊、がけ（山）崩れ等による埋没者その他の負傷者の救出・救護に重点をおいて救助活動を行う。
- (2) 負傷者は、直ちに応急措置を施し救護施設に収容する。
- (3) 漂流者を発見したときは、ロープ、救命索等を有効に活用して迅速に救助する。
- (4) 救出・救助に当たっては、市や秋川消防署等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出・救護の万全を期する。

第2節 救助・救急体制の整備

1 五日市警察署、福生警察署

がけ崩れ現場や埋没家屋からの救出・救助用に各種の災害活動用資器材を逐次整備して、救出・救助体制の充実強化を図る。

2 市民の自主救出活動能力の向上

(1) 応急救護知識及び技術の向上

災害時には、広域的又は局地的に救助・救急事象が多発することが予測されることから、市民自らが適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。

このため、市民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業所における応急救護手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

(2) 消防団の救出・救護活動能力の向上

消防団の応急救護資器材及び簡易救助器具等を整備し、防災訓練等を通じて救出・救護知識及び技術の習得を図る。

第9章 医療救護計画

風水害時には、浸水、土砂災害等により多数の負傷者が発生することが予想される。

そのため、地域住民、市、都、消防団、医療機関との協働により、医療情報の収集伝達、初動医療体制、負傷者等の搬送体制を確立する。

本活動に関する責任調整機関は、健康課（医療班）とする。

第1節 医療及び助産救護対策

震災編第3部第11章第1節「医療及び助産救護対策」を準用する。

第2節 保健衛生及び動物愛護

震災編第3部第11章第2節「保健衛生及び動物愛護」を準用する。

第3節 防疫

震災編第3部第11章第3節「防疫」を準用する。

第4節 山間部における医療救護活動

震災編第3部第11章第4節「山間部における医療救護活動」を準用する。

第10章 飲料水・食料・生活必需品等の供給計画

風水害時に被災者の生命の安全を確保するとともに、人心の安定を図るために、迅速な救援を実施する必要があるが、特に飲料水・食料・生活必需品等の供給は重要である。

そのため、地域住民、学校、行政との協働により、飲料水・食料・生活必需品等の確保及び供給を行う。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課（本部班）とする。

第1節 飲料水の供給

震災編第3部第12章第1節「飲料水の供給」を準用する。

第2節 食料の供給

震災編第3部第12章第2節「食料の供給」を準用する。

第3節 生活必需品等の供給

震災編第3部第12章第3節「生活必需品等の供給」を準用する。

第11章 緊急輸送

風水害時に時には、物資等の緊急輸送は、情報の収集・伝達と並んで災害応急対策活動の根幹といえる。輸送路と輸送手段が同時に確保されて、初めて効率的で円滑な緊急輸送が可能となる。

そのため、市及び都等は、国（関東地方整備局西東京事務所）、公安委員会等と協力し、緊急物資輸送ネットワークを活用、緊急道路障害物の除去、輸送車両等の確保等について必要な措置をとるものとする。

本活動に関する責任調整機関は、建設課（第1復旧班）とする。

第1節 緊急物資輸送ネットワーク

震災編第3部第9章第1節「緊急物資輸送ネットワーク」を準用する。

第2節 緊急道路障害物除去等

震災編第3部第9章第2節「緊急道路障害物除去等」を準用する。

第3節 輸送車両等の確保

震災編第3部第9章第3節「輸送車両等の確保」を準用する。

第12章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理

風水害により、被災地では道路障害等により一時的に通常の体制によるごみ処理や、し尿の処理等が困難となることが予想される。排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすだけでなく、復旧活動等の障害ともなる。また、住宅又はその周辺に大量の障害物が発生した場合、速やかにこれを除去して二次災害を防止するとともに、災害の拡大を防止し、被災者の日常生活に支障のないよう努める必要がある。

そのため、市は、ごみ処理、トイレの確保及びし尿処理、障害物の除去等を行う。

本活動に関する責任調整機関、生活環境課（環境班）とする。

第1節 ごみ処理

震災編第3部第13章第1節「ごみ処理」を準用する。

第2節 トイレの確保及びし尿処理

震災編第3部第13章第2節「トイレの確保及びし尿処理」を準用する。

第3節 がれき処理

震災編第3部第13章第3節「がれき処理」を準用する。

第4節 土石・竹木等の除去

震災編第3部第13章第4節「土石・竹木等の除去」を準用する。

第13章 遺体の取扱い

風水害に際し、行方不明者や死亡者が発生したときは、その捜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、市、警察署及び関係機関相互の連絡を密にして遅滞なく処理し、人身の安定を図ることが必要である。そのため、市は、行方不明者の捜索や遺体の取扱い等を行う。この際、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱う。

本活動に関する責任調整機関は、市民課（第2調査班）である。

第1節 遺体の捜索、収容及び検視、検案等

震災編第3部第14章第1節「遺体の捜索、収容及び検視、検案等」を準用する。

第2節 火葬等

震災編第3部第14章第2節「火葬等」を準用する。

第14章 応急住宅対策

風水害により住宅を滅失した者のうち、自力で住宅を確保し、又は破損箇所の修理ができない者が多数予想されることから、応急住宅対策が必要となる。

市は、これらの被災者に対し、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図る。また、被災した建築物及び被災宅地の二次災害防止のため、応急危険度判定のほか、り災証明の発行を行う。

本活動に関する責任調整機関は、建設課（第1復旧班）である。

第1節 応急仮設住宅の供与

震災編第3部第15章第1節「応急仮設住宅の供与」を準用する。

第2節 被災住宅の応急修理

震災編第3部第15章第2節「被災住宅の応急修理」を準用する。

第3節 一時提供住宅の供給

震災編第3部第15章第3節「一時提供住宅の供給」を準用する。

第4節 被災住宅の応急危険度判定

震災編第3部第15章第4節「被災住宅の応急危険度判定」を準用する。

第5節 被災宅地の応急危険度判定

震災編第3部第15章第5節「被災宅地の応急危険度判定」を準用する。

第6節 家屋・住家被害状況調査

震災編第3部第15章第6節「家屋・住家被害状況調査」を準用する。

第7節 り災証明書の発行

震災編第3部第15章第7節「り災証明書の発行」を準用する。

第15章 教育・労務対策

風水害時における児童・生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、学校等における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。そのため、市は、応急教育について必要な対策を講ずる。なお、各学校の防災対策については、「あきる野市学校防災マニュアル（地震災害編）」（以下「学校防災マニュアル」という。）を基に、今後、定めていくものとする。

本活動に関する責任調整機関は、教育総務課（学校班）である。

第1節 応急教育

震災編第3部第16章第1節「応急教育」を準用する。

第2節 労働力の確保

震災編第3部第16章第2節「労働力の確保」を準用する。

第16章 ライフライン施設の応急復旧対策

上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設は、都市化の進展とともにますます複雑・高度化し、各施設の相互依存関係も著しく高まっている。風水害時においては、ライフライン施設の一部の被災が、しばしば他のライフラインの機能停止を招きくということもしばしば生じるのみならず、都市機能そのものに支障をもたらす場合きたすおそれがある。

このため、ライフライン関係機関では、それぞれ万全の活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課（本部班）である。

第1節 水道施設の応急復旧対策

震災編第3部第17章第1節「水道施設の応急復旧対策」を準用する。

第2節 下水道施設の応急復旧対策

震災編第3部第17章第2節「下水道施設の応急復旧対策」を準用する。

第3節 電気施設の応急復旧対策

震災編第3部第17章第3節「電気施設の応急復旧対策」を準用する。

第4節 ガス施設の応急復旧対策

震災編第3部第17章第4節「ガス施設の応急復旧対策」を準用する。

第5節 通信施設の応急復旧対策

震災編第3部第17章第5節「通信施設の応急復旧対策」を準用する。

第17章 公共施設等の応急復旧対策

道路、橋りょう、河川等の公共施設は、道路交通等都市活動を営む上で極めて重要な役割を担っている。特に風水害時破損した場合は、消火や救急救助及びその他の応急活動等に重大な支障を及ぼすため、これら公共施設が被災した場合は、速やかに応急・復旧措置を講ずる必要がある。

そのため、道路、橋りょう、河川、鉄道等の公共土木施設及びにその他の公共施設等の応急・復旧対策について、必要な諸活動を迅速に実施する。

本活動に関する責任調整機関は、建設課（第一復旧班）である。

第1節 公共土木施設等の応急復旧対策

震災編第3部第18章第1節「公共土木施設等の応急復旧対策」を準用する。

第2節 社会公共施設等の応急復旧対策

震災編第3部第18章第2節「社会公共施設等の応急復旧対策」を準用する。

第4部 災害復旧計画

第1章 応急生活対策

災害時には、家財や住居等を喪失するなどの数多くの人が被害を受け、混乱した事態の発生が考えられる。市をはじめ関係防災機関は、連携、協力して市民の生活の安定と社会秩序の維持を図るための緊急措置を講ずるものとする。

本章では、被災者の生活確保、中小企業等への融資、農業関係者への融資、義援金品の配分について必要な事項を定める。

第1節 被災者の生活確保

震災編第4部第1章第1節「被災者の生活確保」を準用する。

第2節 中小企業への融資

震災編第4部第1章第2節「中小企業への融資」を準用する。

第3節 農林業関係者への融資

震災編第4部第1章第3節「農林業関係者への融資」を準用する。

第4節 義援金品の配分

震災編第4部第1章第4節「義援金品の配分」を準用する。

第2章 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

市内に大規模な災害が発生した場合、市としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

本章においては、「激甚法」に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続等について定める。

第1節 激甚災害の指定計画

震災編第4部第2章第1節「激甚災害の指定計画」を準用する。

第3章 災害復旧・復興計画

災害復旧計画は、災害発生後、被災した施設の復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分調査検討して計画する。

復興計画は、災害復旧後の災害に強い安全なまちづくりを進めるための計画であり、災害復興の基本方針や合意形成の方法を検討して計画する。

第1節 災害復旧事業

震災編第4部第3章第1節「災害復旧事業」を準用する。

第2節 復興計画

震災編第4部第3章第2節「復興計画」を準用する。